

4 農業負債整理関係資金

令和6年6月版

1 制度の概要（平成13年度創設）

経営意欲と能力を有しながら、経済環境の変化等により、負債の償還が困難となっている農業者に対して、個々の経営の実情に応じて行う、負債整理のための資金について、内容を整理し、融資手続を示したもの。この制度に規定される農業経営負担軽減支援資金、経営体育成強化資金の2資金を、特に農業負債整理関係資金という。

この資金の借入については、農業負債整理関係資金基本要綱（6参照。以下この章において「要綱」という。）において、事務の流れや各機関の役割等を定めている。

2 事務の流れについて

要綱に基づく事務処理手続は、おおむね2-4-3ページの「負債整理関係資金の事務処理手続」によるものとする。

3 各機関の役割

(1) 窓口機関・融資機関

ア 借入相談への対応

農業経営改善関係資金と異なり、窓口機関についての規定はないが、農業者からの相談を受けた機関は、関係機関と協議し、適切な融資機関を選定の上、受領書類等を送付する。

イ 同意書の署名等について

窓口機関・融資機関は、書類の受理に当たり、借入希望者に対し、当該書類を関係機関に送付することがある旨について、同意を求め、同意書（要綱別紙2の裏面）の確認欄に記名を求めること。

ウ 計画の審査

融資機関は、経営改善計画書（要綱別紙1）及び借入申込書（要綱別紙2）について、農業者の経営能力及びそれを反映する経営状況を基に、要綱別紙3の融資審査の考え方を参考として、経営改善計画の妥当性などについて責任を持って判断する。

エ 経営診断

融資機関は、ウの判断に際して、農業者の既往負債の融資機関と、償還条件の緩和をどの程度行うことができるかを含めて協議するとともに、農業者の経営能力等に関して市町村特別融資制度推進会議等の場を活用し、関係機関に意見を聴くものとする。

オ 融資実行後のサポート

融資機関は、融資を実行する場合には、借入者ごとに担当者を決め、借入者の経営改善が着実に行われるように配慮する。また、経営改善計画が達成されるよう、必要に応じて関係機関に借入者に対する指導等の協力を求める。

(2) 県地域振興局等・市町村

融資後も、経営改善計画が達成されるよう、必要に応じて借入希望者に対し指導を行う。

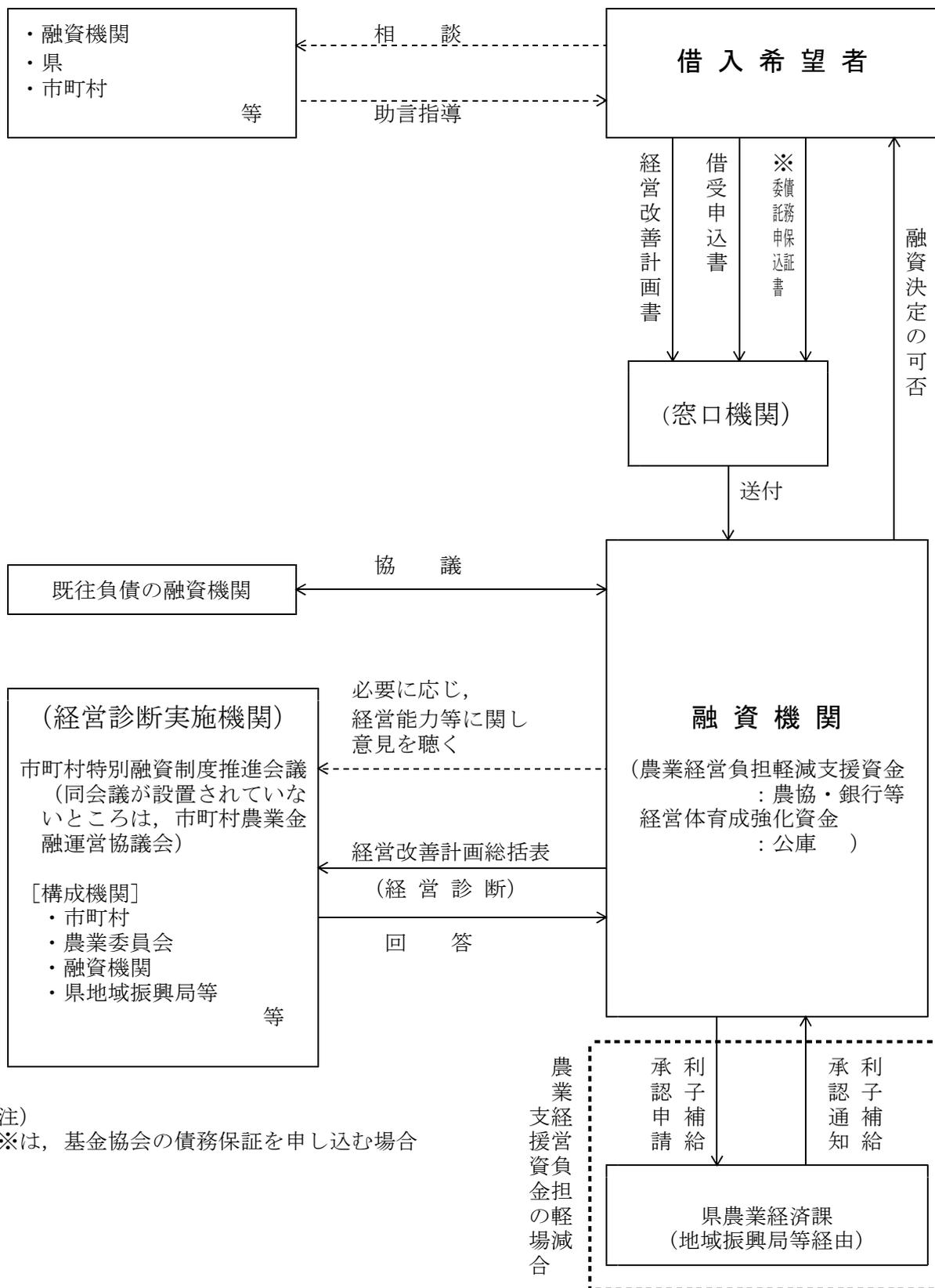
(3) 経営診断機関

(1) のエにより意見を求められた市町村特別融資制度推進会議（設置されていない市町村においては市町村金融運営協議会）は、経営診断を行い、要綱別紙1により回答する。

4 留意事項

- (1) 負債農家の経営改善計画については関係機関による慎重な検討及び協力体制が必須であることから、市町村特別融資制度推進会議が行う経営診断については、融資額に関わらず、融資機関への委任とせず、会議方式で開催することを基本とする。
- (2) 融資機関は、経営能力等からみて、経営改善計画の達成可能性・融資返済の可能性に疑問がある場合には、農業者に対し、1年間県地域振興局等普及担当部署等の指導を受けて経営能力の向上に努めるように求め、1年後に再度判断を行うものとする。この間、関係機関の合意が得られれば、償還条件の緩和を行うものとする。
- (3) 借入者は、経営改善計画が達成されるまでの間、毎年、要綱別紙4により、経営状況を融資機関に報告する。
- (4) 融資機関及びその他関係機関（機関の役職員を含む。）は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、本要綱対象資金に係る経営改善計画書等の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。特に、借入希望者の個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続については、借入希望者の同意を得た範囲内において行うものとする。

5 負債整理関係資金の事務処理手続



6 農業負債整理関係資金基本要綱

農業負債整理関係資金基本要綱

平成13年5月1日13経営第 356号 農林水産事務次官依命通知
改正 平成13年9月12日13経営第 2932号
平成14年7月1日14経営第 1697号
平成16年4月1日15経営第 6706号
平成17年4月20日16経営第 8723号
平成19年3月29日18経営第 7812号
平成20年4月16日20経営第 40号
平成20年10月1日20経営第 3733号
平成20年12月1日20経営第 4932号
平成23年11月21日23経営第 2219号
平成24年3月30日23経営第 3564号
平成26年4月1日25経営第 3636号
令和2年3月30日元経営第 3170号
令和2年4月30日2経営第 343号
令和2年10月6日2経営第 1667号
令和3年2月12日2経営第 2868号
令和4年3月31日3経営第 3158号
令和5年3月31日4経営第 3160号

目次

- 第1 趣旨
- 第2 対象資金等
- 第3 農業者の手続等
 - 1 経営改善計画書の作成等
 - 2 融資審査
 - 3 債権保全措置
- 第4 融資機関の手続等
 - 1 融資機関の手続
 - 2 経営診断手続の仕組み
 - 3 融資実行後の措置
 - 4 民事再生手続との関係
- 第5 その他

(参考) 負債対策資金の借入手続等

- 別紙1 経営改善計画総括表
 - 経営改善計画書（個人）
（別表）負債整理計画
 - 経営改善計画書（法人）

(別表) 負債整理計画

別紙2 農業負債整理関係資金借入申込書

別紙3 融資審査の考え方

別紙4 令和〇年の経営状況報告書(△年目) (個人)

令和〇年の経営状況報告書(△年目) (法人)

第1 趣旨

本要綱は、食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)の目指す効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、経営意欲と能力を有しながら、経済環境の変化等により、負債の償還が困難となっている農業者に対して、個々の経営の実情に応じて行う、その償還負担の軽減を図るためのきめ細かな資金の融通について定めるものである。

第2 対象資金等

1 本要綱の対象とする資金は、次の2資金とし、融資機関は、農業者の経営の実情、資金需要等を踏まえて適切な資金を融通するものとする。

(1) 経営体育成強化資金(経営体育成強化資金実施要綱(平成13年5月1日付け13経営第303号農林水産事務次官依命通知)第2のIIに定める資金。

(2) 農業経営負担軽減支援資金(農林水産省経営局長が別に定める農業経営負担軽減支援資金をいう。以下同じ。)

2 本要綱の対象とする資金の役割分担等は、次のとおりとする。

(1) 農業者が経営体育成強化資金及び農業経営負担軽減支援資金を活用して負債の償還負担を軽減しようとする際には、農業経営負担軽減支援資金で対応できる場合は、極力当該資金で対応し、当該資金で対応することが困難な場合には、経営体育成強化資金で対応することを基本とする。

なお、農業経営負担軽減支援資金と経営体育成強化資金を同時に利用する場合については、取扱融資機関が密接に協議・連携を図るものとする。

(2) (1)にかかわらず、経営体育成強化資金実施要綱第2のIIの1の(1)の資金(以下「再建整備資金」という。)については、農業経営負担軽減支援資金で対応することが困難な場合に、対応するものとする。

(3) 第3の1の(4)のアの融資機関は、再建整備資金で対応しようとする場合には、農業経営負担軽減支援資金で対応することが困難である旨を第3の1の(4)のイの融資機関のいずれかに確認するとともに、確認したことを証する書類を整備しておくものとする。

第3 農業者の手続等

本要綱の対象とする資金の融通については、それぞれの資金の要綱において定めるもののほか、各資金共通の融資を受けようとする者（以下「借入希望者」という。）の手続等は次に定めるところによるものとする。

1 経営改善計画書の作成等

(1) 借入希望者は、

ア これまでの経営状況はどうなっているのか

イ 経営の改善を図るために、どの点をどのように改善していくのか

ウ 経営改善計画は実行可能か

エ 経営改善計画が実行された場合に収支はどうなるか、融資返済は可能か等について、自ら真剣に検討の上、経営改善の実施と資金の借入れによって、おおむね5年程度の間に確実に経営を軌道に乗せ、安定させることを旨とする経営改善計画書を別紙1の(2)又は(3)により作成し、別紙2による借入申込書（農業信用基金協会による保証を希望する場合は、更に債務保証委託申込書が必要）とともに、(4)に定める融資機関に提出するものとする。

なお、東日本大震災により著しい被害を受けた又は新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）により経営に影響が発生している等の借入希望者（以下「被災借入希望者等」という。）にあっては、別紙1の(4)又は(5)の経営改善計画書をもって別紙1の(2)又は(3)の経営改善計画書に代えることができるものとする。

(2) 農業者は、経営改善計画書の作成に当たり、助言指導を必要とする場合は、融資機関、普及指導センター、市町村、担い手育成総合支援協議会等に相談を求めることができるものとする。

こうした相談に的確に対応できるよう、融資機関、普及指導センター、市町村及び担い手育成総合支援協議会においては、あらかじめ相談受付窓口を明確にしておくよう願います。

(3) 借入希望者が、飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の3に規定する飼養衛生管理基準をいう。以下同じ。）に定められた家畜のうち豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養する事業を営む者である場合は、都道府県から飼養衛生管理基準の遵守状況の確認書類の交付を受け、この確認書類を経営改善計画書に併せて提出するものとする。

(4) 各資金の融資機関は、次のとおりである。

ア 経営体育成強化資金

株式会社日本政策金融公庫及び同公庫の受託金融機関となっている農業協同組合、信用農業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、信用金庫及び信用協同組合

イ 農業経営負担軽減支援資金

都道府県と利子補給契約を締結している農業協同組合、信用農業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、信用金庫及び信用協同組合

2 融資審査

(1) 融資機関は、経営改善計画書及び借入申込書（以下「関係書類」という。）について、農業者の経営能力及びそれを反映する経営状況を基に、別紙3の融資審査の考え方を参考として、

ア 経営改善計画に示された方向（改善点）で、本当に経営が改善されるのか

イ 農業者の経営能力等からみて、経営改善計画は実行可能なのか

ウ 経営改善計画が実行されれば、どの程度収益が改善し、その結果、融資の返済も可能となるのか

エ 当該作目の被災、価格変動等のリスクに対して、農業共済又は収入保険（農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済事業及び農業経営収入保険事業をいう。）に加入するなどの対応策は検討されているかを責任を持って判断するものとする。

(2) 融資機関は、(1)の判断に際して、農業者の既往負債の融資機関と協議（償還条件の緩和をどの程度行うことができるかを含む。）するとともに、必要がある場合には、農業者の経営能力等に関し、関係機関の意見を聴くものとする。

なお、関係機関の意見を聴くに当たっては、その効率的な実施に努め、例えば特別融資制度推進会議設置要綱（平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知）第1に基づき市町村段階に設置されている特別融資制度推進会議の場を活用すること等も考慮するものとする。

(3) 融資機関は、農業者の経営能力等からみて、経営改善計画の達成可能性・融資返済の可能性に疑問がある場合には、農業者に対し、1年間普及指導センター等の指導を受けて経営能力の向上に努めるよう求め（この間、関係融資機関の合意が得られれば、償還条件の緩和を行う。）、1年後に再度判断を行うものとする。

3 債権保全措置

(1) 債権保全措置については、融資機関（必要に応じて融資機関及び農業信用基金協会）と農業者の協議により、物的担保又は農業信用基金協会による保証のいずれかとするを基本とし、経営者以外の第三者の個人連帯保証については、徴求しないことを原則とする。また、経営者保証については、「経営者保

証に関するガイドライン」（平成 25 年 12 月 5 日「経営者保証に関するガイドライン研究会」から公表）を踏まえ、適切に行われるよう留意するものとする。

（注）農業信用基金協会による保証は、農業協同組合又は農業協同組合連合会を通じた転貸資金以外の公庫の資金には、付することができない。

(2) 担保物件の評価に当たっては、画一的な評価を行わず、近隣の類似物件の売買価格等を勘案して、適切に行うものとする。

(3) 以上のような債権保全措置では融資額全額をカバーできない場合であっても、農業者の経営能力等からみて経営改善計画の達成及び融資返済が確実と考えられる場合には、融資を行う（必要に応じて融資額を調整することがありうる。）ことを基本とする。

また、融資機関は、農業者の経営能力等からみて、融資を行うことが困難であると判断した場合には、当該農業者に対し、1年間地域農業改良普及センター等の指導を受けて、経営能力の向上に努めるよう求め（この間、関係融資機関の合意が得られれば、償還条件の緩和を行う。）、1年後に再度判断を行うものとする。

第4 融資機関の手続等

1 融資機関の手続

(1) 借入希望者から関係書類の提出を受けた第3の1の(4)で定めるア又はイの融資機関は、必要に応じ、同(4)に規定する他の融資機関に当該関係書類又はその写しを送付し、連携して手続を進めるものとする。

(2) 融資機関は、別紙1の(1)の経営改善計画総括表を作成し、経営改善計画書とともに2の(1)の経営診断の実施機関に送付し、意見を求めるものとする。

ただし、次に掲げるアからクまでの資金（エの資金を除く。）を経営体育成強化資金により償還負担の軽減を図る場合又はアからクまでの資金（貸付利率5.0%以下のもの（エの資金を除く。）を除く。）を農業経営負担軽減支援資金により償還負担の軽減を図る場合には、融資機関は、新たに作成された経営改善計画又は計画変更された経営改善計画について、経営診断の実施機関の全ての者の合意を得るものとする。

ア 廃止前の農家負担軽減支援特別資金融通措置要綱（平成7年4月1日付け7農経A第299号農林水産事務次官依命通知）第2に定める資金

イ 廃止前の農業経営負担軽減支援資金融通措置要綱（平成13年5月1日13経営第204号農林水産事務次官依命通知）第2に定める資金

ウ 平成22年12月31日までに財団法人農林水産長期金融協会が都道府県に対して利子助成等補助金の交付決定をした農業経営負担軽減支援資金

エ 農業経営負担軽減支援資金（ウの資金を除く。）

オ 廃止前の農業経営の再建整備を図ろうとする農業者に対する自作農維持

資金の融通措置実施要綱（昭和54年4月4日付け54構改B第461号農林水産事務次官依命通知）第3に定める資金

カ 廃止前の既往借入金等に係る負債の円滑な支払を図ろうとする農業者に対する自作農維持資金の融通措置実施要綱（平成元年2月1日付け元構改B第83号農林水産事務次官依命通知）第3に定める資金

キ 廃止前の農業経営維持安定資金実施要綱（平成13年5月1日付け13経営第302号農林水産事務次官依命通知）第2の1の(2)又は(3)の資金

ク 経営体育成強化資金

なお、被災借入希望者等の審査にあたっては、経営診断の実施機関からの委任を受けて融資機関自ら経営診断を行うことができるものとする。

- (3) 融資機関は、農業信用基金協会による保証を必要とする場合は、速やかにその手続を進めるものとする。
- (4) 融資機関は、農業経営負担軽減支援資金の融資を実行しようとする場合には、速やかに都道府県の利子補給承認の手続を進めるものとする。
- (5) 融資機関は、農業者の借入申込書等の提出から1年半以内にすべての手続を終了させるよう努めるものとし、それまでの間に手続が終了しない場合には、農業者にその理由を通知するものとする。
- (6) 融資機関は、融資を行わないときは、別紙1の経営改善計画総括表により、農業者に対してその理由を説明するものとする。

2 経営診断手続の仕組み

- (1) 都道府県は、地域の実情、各組織の役割等を踏まえて、
 - ア 担い手育成総合支援協議会の主催により行われている経営診断
 - イ 各都道府県等に設けられている各種資金制度に係る審査会等の仕組みを活用して、都道府県又は市町村の主催により行われている経営診断のいずれかの既存の仕組みを利用するものとする。
- (2) その際、都道府県、普及指導センター、市町村、農業委員会、農業協同組合、融資機関、担い手育成総合支援協議会等のうち、当該農業経営の診断を行うのに必要な者が参画し、適切な経営診断が実施されるようにするのが望ましい。
- (3) (1)の経営診断の実施機関は、1の(2)により、融資機関から意見を求められた場合、別紙1の経営改善計画総括表に必要事項を記入して回答するものとする。

3 融資実行後の措置

- (1) 融資を実行する場合には、融資機関は、借入者ごとに担当者を決め、借入者の経営改善が着実に行われるよう配慮するものとする。
- (2) 借入者は、経営改善計画期間中、経営改善計画が達成されるまでの間、毎年、別紙4により、経営状況を融資機関に報告するものとする。
ただし、東日本大震災により著しい被害を受けた又は新型コロナウイルス感染症により経営に影響が発生した借入者にあつては、決算書類を融資機関に提出することをもって、別紙4により経営状況を報告したものとみなすことができるものとする。
- (3) 融資機関は、(2)の報告を踏まえて、必要がある場合には、関係機関に農業者に対する指導等の協力を求めるものとする。
- (4) 関係機関は、経営改善計画が早期に達成されるよう適時適切な指導に努めるものとする。

4 民事再生手続との関係

- (1) 農業者が、負債の償還負担軽減と併せて、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続を進めようとする場合には、融資機関は、
 - ア 他の債権者と連絡を密にして
 - イ 再生計画の実行可能性を適切に判断するものとする。
- (2) なお、再生計画に基づいて債務の縮減を行った上で、当該債務について本要綱で定める資金の対象とすることは、可能である。

第5 その他

- 1 都道府県及び関係機関は、農業者に対して本制度の周知徹底に努めるとともに、本制度を適切に活用して効率的かつ安定的な農業経営の育成が図られるよう、十分配慮するようお願いする。
- 2 融資の運用に当たっては、関係機関は、融資を受けようとする農業者に無用の心理的負担がかかることのないように、十分注意するようお願いする。
- 3 融資の運用に当たっては、関係機関相互間の協議・連携が極めて重要であるので、都道府県は、協議・連携が円滑に進められるよう必要に応じて適切な措置を講ずるようお願いする。
- 4 融資機関、都道府県、普及指導センターその他の関係機関（機関の役職員を含む。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令の

個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、本要綱対象資金に係る経営改善計画書等の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。特に、この要綱において借入希望者の個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続については、借入希望者の同意を得た範囲内において行うものとする。

- 5 融資機関は、借入希望者から関係書類の提出を受けた場合、借入希望者に対し、第4の1の規定により関係書類を関係機関へ送付することがある旨についての同意を求めるものとし、借入申込書の個人情報の取扱いに関する同意書（別紙2の裏面）の確認欄に記名を求めることとする。

附 則 （平成24年3月30日23経営第3564号）

この通知は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 （平成26年4月1日25経営第3636号）

この通知は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 （令和2年3月30日19経営第3170号）

この通知は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 （令和2年4月30日2経営第343号）

この通知は、令和2年4月30日から施行する。

附 則 （令和2年10月6日2経営第1667号）

この通知は、令和2年10月6日から施行する。

附 則 （令和3年2月12日2経営第2868号）

この通知は、令和3年2月13日から施行する。

附 則 （令和4年3月31日3経営第3158号）

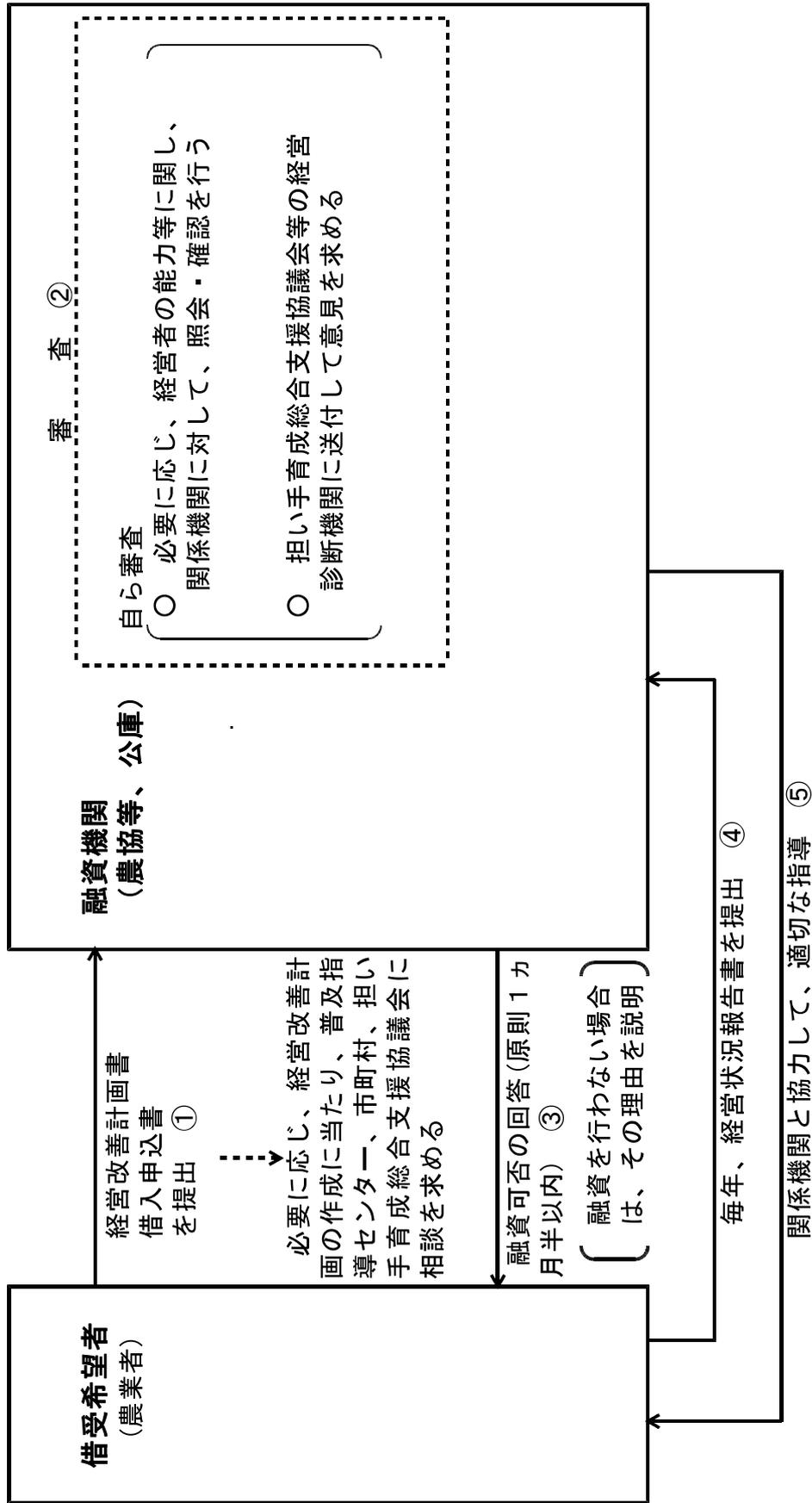
この通知は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第3の1の(3)の規定については、令和4年6月1日から施行する。

附 則 （令和5年3月31日4経営第3160号）

この通知は、令和5年4月1日から施行する。

負債対策資金の借入手続等

(参考)



・融資機関が記載

経営改善計画総括表

農業負債整理関係資金借入申込者 氏名

		融資機関記載欄	経営診断機関記載欄	
1	これまでの経営状況はどうなっているのか			
	1 経営者の能力	経営マインド		
		技術レベル		
		単収		
		品質・単価		
		規模		
		コスト		
		家計費		
	etc			
	(2)経営上の問題点			
(3)負債償還に支障を来した原因				
2	経営の改善を図るためにどの点をどのように改善していくのか			
3	経営改善計画は実行可能か			
4	計画が実行された場合に収益はどうか、融資返済は可能か			
融資機関の判断		融資機関が経営改善計画に基づき判断した結果を記載 (資金借入希望者に通知)		

別紙1の(2)

添付書類により当該経営改善計画書記載事項が把握可能である場合には、その旨を記載すれば足りる。

経営改善計画書(個人)

〇〇〇〇 農業協同組合

株式会社日本政策金融公庫

} 等 御中

住所

氏名

年 月 日

1 計画期間 年度～ 年度

2 家族構成等

家族従事者(※農業後継者は、備考欄にその旨を記入)				
年齢	農業従事 日数	農外従事 日数	目標年の状況	備考
その他の家族(性別、年齢のみ)				
男女(歳)、男女(歳)、男女(歳)、男女(歳)				

常時雇用 人

臨時雇用 人

3 経営規模

田 (うち借地)	a	(a)
畑 (うち借地)	a	(a)
樹園地 (うち借地)	a	(a)
採草放牧地 (うち借地)	a	(a)
施設面積	棟	m ²
常時飼養家畜	種類	頭、羽

(添付書類)最近3か年の青色申告書、農協の組合員勘定等

1. これまでの経営状況はどうなっているのか(経営実績)

(金額単位:千円)

(1)経営者の能力、経営力を背景とした生産、損益、資金繰り実績

			3年前	2年前	前年
農業収入					
(記入例) 水稲	共済加入の有無 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	生産量 売上高			
(記入例) だいこん	共済加入の有無 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	生産量 売上高			
(記入例) りんご	共済加入の有無 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	生産量 売上高			
(記入例) ...	共済加入の有無 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	生産量 売上高			
(記入例) ...	共済加入の有無 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	生産量 売上高			
収入保険の加入の有無			有・無	-	-
その他()					
農業経営費					
原材料費					
施設・機械費					
	うち減価償却費				
出荷販売経費					
雇用労賃					
支払利息					
支払地代					
その他					
農業所得					
農外所得					
年金被贈等					
農家総所得					
家計費					
租税公課					
償還財源					
償還金(元本)					
差引余剰					
施設・機械等の設備投資					
農業負債(短期)					
農業負債(長期)					
農外負債					
計					

		3年前	2年前	前年
単収				
単価				
変動理由				
単収				
単価				
変動理由				
単収				
単価				
変動理由				
単収				
単価				
変動理由				

(注)変動理由は災害、病害等簡潔に記載。

前年の農家総所得A	千円
前年の農業所得B	千円
B/A	%

農外事業関係に係る借入金の利息を含む

→ (事業収入、給与、受取小作料、受取利息等) - 農外支出
→ 年金、祝金等

→ 農家総所得 + 減価償却費 - 家計費 - 租税公課

(2)経営力を背景とした財務内容(資産負債バランス)

項目	金額	算出基礎
資産計		
預金(共済等の積立金)		
農協等に対する出資金		
土地		
建物		
家畜		
農機・その他		
負債計		
農業負債(短期)		
農業負債(長期)		
農外負債		
その他		
正味資産		
保証債務		

算出基礎は妥当か(近傍類似価格、家畜相場等)

資産 - 負債

保証人になっている額

(3)経営上の特徴及び問題点は何か

項目	特徴及び問題点
技術レベル	<ul style="list-style-type: none"> ・経営上の特徴、工夫していること ・本人が経営上の課題を主体的に把握しているか ・経営マインドはあるか
単収	
品質・単価	
経営規模	
コスト	
販売方法	
家計費	
その他	

(注)各項目に、具体的内容をご記入下さい。

なお、自然災害、価格動向の変動等(リスク)への備えに関する課題がある場合は、「その他」欄へご記入下さい。

(4)負債償還に支障を来した原因は何か

2. 経営の改善を図るために、どの点をどのように改善していくのか／それは実行可能か

(1)経営改善を図るための方策(1の(3)の経営上の問題点を踏まえ、その改善方策を具体的に記載)

<p>農業経営改善を図るための方策例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業経営改善を図るための具体的方策 ・販売高の引上げ(単収アップ、単価アップ、規模拡大)、生産コストの削減、生活費の削減等

(2)経営改善計画の算出基礎
(耕種)

作目	実績		目標	
	単収	単価	単収	単価

収益予想の算出基礎となっている単収単価等は無理のないものか
(1)の対策との整合性が取られているか

営農類型によって項目を変える(耕種以外は別紙の該当項目を参考に)

・目標値は経営者の能力から見て達成できるかをよく考えて記入

参考(前々頁の2(2)をご記入されるにあたり、耕種以外の営農類型の方はここにご記入ください。)

(酪農)

区分	単位	実績	目標	改善のための具体的方策
経産牛1頭当り乳量	kg/頭			
乳価	円/kg			
乳飼比	%			
濃厚飼料総給与量	t/年			
濃厚飼料平均価格	円/kg			
粗飼料総給与量	t/年			

(肉用牛)

品種(該当品種に○)		和牛、F1		乳用種、和牛、F1		改善のための具体的方策
区分	単位	実績	目標	実績	目標	
素牛	導入頭数	頭/年				
	導入月齢	か月				
	導入価格	千円/頭				
販売牛	販売月齢	か月				
	販売体重	kg/頭				
	販売価格	千円/頭				
枝肉ランク	%	A4以上	A4以上	B2以上	B2以上	
濃厚飼料総給与量	t/年					
濃厚飼料平均価格	円/kg					
粗飼料総給与量	t/年					

(養豚)

区分	単位	実績		目標		改善のための具体的方策
種豚の品種		♂	♀	♂	♀	
母豚1頭当り年間産子数	頭/年					
母豚平均分娩回数	回/年					
販売子豚	出荷日令	日				
	出荷体重	kg				
肥育豚	出荷日令	日				
	出荷体重	kg				
上物率	%					
肥育豚販売手数料	円/頭					
飼料総給与量	t					
飼料要求率						

(採卵鶏)

区分	単位	実績		目標		改善のための具体的方策
鶏種		♂	♀	♂	♀	
導入ヒナ	日令	日				
	価格	円/羽				
年間導入羽数	千羽					
育成率	%					
淘汰方法						
産卵期間	か月					
飼料総給与量	t					
飼料要求率						
G.P.経費	円/kg					

(ブロイラー)

区分	単位	実績	目標	改善のための具体的方策
鶏種				
ヒナ購入価格	円/羽			
鶏舎延坪数	坪			
坪当たり常時飼養羽数	羽/坪			
餌付回数	回/年			
餌付羽数	千羽/年			
育成率	%			
出荷日令	日			
出荷体重	kg/羽			
飼料総給与量	t			
飼料要求率				

別紙1の(3)

添付書類により当該経営改善計画書記載事項が把握可能である場合には、その旨を記載すれば足りる。

経営改善計画書(法人)

〇〇〇〇 農業協同組合

株式会社日本政策金融公庫

} 等 御中

住所

法人名・代表者

年 月 日

1 計画期間 年度～ 年度

2 法人の概要

設立年月 年 月

資本金 千円

構成員氏名	年齢	役職 担当	法人従事 日数	出資 口数	目標年の状況

構成戸数 戸

常時雇用 人

臨時雇用 人

3 経営規模

田 (うち借地)	a (a)
畑 (うち借地)	a (a)
樹園地 (うち借地)	a (a)
採草放牧地 (うち借地)	a (a)
施設面積	棟 m ²
常時飼養家畜	種類 頭、羽

(添付書類)最近3か年の決算書(付属明細書を含む)

(3)経営上の特徴及び問題点は何か
(営農類型:)

項目	特徴及び問題点
技術レベル	<ul style="list-style-type: none"> ・経営上の特徴、工夫していること ・代表者が経営上の課題を主体的に把握しているか ・経営マインドはあるか
単収	
品質・単価	
経営規模	
コスト	
生産方法	
販売方法	
加工流通	
その他	

(注)各項目に、具体的内容をご記入下さい。

なお、自然災害、価格動向の変動等(リスク)への備えに関する課題がある場合は、「その他」欄へご記入下さい。

(4)負債償還に支障を来した原因は何か

2. 経営の改善を図るために、どの点をどのように改善していくのか／それは実行可能か

(1)経営改善を図るための方策(1の(3)の経営上の問題点を踏まえ、その改善方策を具体的に記載)

<p>農業経営改善を図るための方策例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業経営改善を図るための具体的方策 ・販売高の引上げ(単収アップ、単価アップ、規模拡大)、生産コストの削減等

(2)経営改善計画の算出基礎
(耕種)

作目	実績		目標	
	単収	単価	単収	単価

収益予想の算出基礎となっている単収単価等は無理のないものか
(1)の対策との整合性が取れているか

営農類型によって項目を変える
(耕種以外は別紙の該当項目を参考に)

・目標値は経営者の能力から見て達成できるかをよく考えて記入

参考（前々頁の2(2)をご記入されるにあたり、耕種以外の営農類型の方はここにご記入ください。）

(酪農)

区分	単位	実績	目標	改善のための具体的方策
経産牛1頭当り乳量	kg/頭			
乳価	円/kg			
乳飼比	%			
濃厚飼料総給与量	t/年			
濃厚飼料平均価格	円/kg			
粗飼料総給与量	t/年			

(肉用牛)

品種(該当品種に○)		和牛、F1		乳用種、和牛、F1		改善のための具体的方策
区分	単位	実績	目標	実績	目標	
素牛	導入頭数	頭/年				
	導入月齢	か月				
	導入価格	千円/頭				
販売牛	販売月齢	か月				
	販売体重	kg/頭				
	販売価格	千円/頭				
枝肉ランク	%	A4以上	A4以上	B2以上	B2以上	
濃厚飼料総給与量	t/年					
濃厚飼料平均価格	円/kg					
粗飼料総給与量	t/年					

(養豚)

区分	単位	実績		目標		改善のための具体的方策
種豚の品種		♂	♀	♂	♀	
母豚1頭当り年間産子数	頭/年					
母豚平均分娩回数	回/年					
販売子豚	出荷日令	日				
	出荷体重	kg				
肥育豚	出荷日令	日				
	出荷体重	kg				
上物率	%					
肥育豚販売手数料	円/頭					
飼料総給与量	t					
飼料要求率						

(採卵鶏)

区分	単位	実績		目標		改善のための具体的方策
鶏種		♂	♀	♂	♀	
導入ヒナ	日令	日				
	価格	円/羽				
年間導入羽数	千羽					
育成率	%					
淘汰方法						
産卵期間	か月					
飼料総給与量	t					
飼料要求率						
G.P.経費	円/kg					

(ブロイラー)

区分	単位	実績	目標	改善のための具体的方策
鶏種				
ヒナ購入価格	円/羽			
鶏舎延坪数	坪			
坪当たり常時飼養羽数	羽/坪			
餌付回数	回/年			
餌付羽数	千羽/年			
育成率	%			
出荷日令	日			
出荷体重	kg/羽			
飼料総給与量	t			
飼料要求率				

別紙1の(4) (被災借入希望者等関係)

添付書類により当該経営改善計画書記載事項が把握可能である場合には、その旨を記載すれば足りる。

経営改善計画書(個人)

農業協同組合
 株式会社日本政策金融公庫

支店 } 等 御中

令和 年 月 日

住所

氏名

1 計画期間

令和 年度 ~ 令和 年度

2 家族構成等

家族従事者 (※農業後継者は、備考欄にその旨を記入)				
年齢	農業従事日数	農外従事日数	目標年の状況	備考
その他の家族(性別、年齢のみ)				
男女(歳)、男女(歳)、男女(歳)、男女(歳)				

常時雇用	
	人/年

臨時雇用	
	人・日

3 経営の概要

経営規模	田 (うち借地)		農用施設	倉庫		家畜	乳牛	
	a	(a)		m ²	頭			
	畑 (うち借地)			畜舎			肉用牛	
	a	(a)		m ²	頭			
	樹園地 (うち借地)			堆肥舎			豚	
	a	(a)		m ²	頭			
採草放牧地 (うち借地)		サイロ		ブロイラー				
a	(a)	m ²	羽					
		ハウス		採卵鶏				
		m ²	羽					

(添付書類)

最近3か年の青色申告書、農協の組合員勘定等

4 財務内容(資産負債バランス)

資産			負債			
項目	金額		項目	金額		
預金(共済等の積立金)		千円	農業短期			千円
農協等の出資金		千円				千円
土地		千円	農業長期			千円
建物		千円				千円
家畜		千円	農外負債			千円
農機具・その他		千円	その他			千円
計	0	千円	計	0	千円	

正味資産	0	千円
------	---	----

保証債務		千円
------	--	----

5 経営改善を図るための方策(経営上の課題を踏まえ、その改善方策を具体的に記載)

1年目	
2年目	
3年目	
4年目	
5年目	

6 事業・資金計画、償還計画(設備投資)

事業計画				資金調達					
投資時期	投資内容	数量・規模・能力	事業費(千円)	借入時期	借入先	資金名	金額(千円)	期間	
								償還	据置

7 資金計画、償還計画(負債借換等)

既往の負債					借換・条件緩和		
借入先	資金名	金額(千円)	利率	期間		借換又は条件緩和する場合の内容	
				償還	据置		

8 収支計画、償還計画

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
売上(農業)					
経費	0	0	0	0	0
原材料費					
施設、機械費					
うち減価償却費					
出荷販売経費					
雇用労賃					
支払利息					
支払地代					
その他					
農業所得	0	0	0	0	0
農外所得					
年金被贈等					
農家総所得	0	0	0	0	0
家計費					
租税公課					
償還財源	0	0	0	0	0
償還金(元本)					
差引余剰	0	0	0	0	0

(注)金額は千円単位で記入してください。

1位部門()

	実績	計画
単収		
単価		
規模		
生産量		

2位部門()

	実績	計画
単収		
単価		
規模		
生産量		

3位部門()

	実績	計画
単収		
単価		
規模		
生産量		

別紙1の(5) (被災借入希望者等関係)

添付書類により当該経営改善計画書記載事項が把握可能である場合には、その旨を記載すれば足りる。

経営改善計画書(法人)

農業協同組合
株式会社日本政策金融公庫

支店 } 等 御中

令和 年 月 日

住所

法人名
代表者名

1 計画期間

令和 年度 ~ 令和 年度

2 法人の概要

設立年月 年 月 資本金 千円

構成員氏名	年齢	役職・担当	法人従事日数	出資口数	目標年の状況

構成戸数 戸 常時雇用 人 臨時雇用 人

3 経営の概要

経営規模	田	農 用 施 設	倉庫	家 畜	乳牛
	a (a)		m ²		頭
	畑		畜舎		肉用牛
	a (a)		m ²		頭
	樹園地		堆肥舎		豚
a (a)	m ²	頭			
採草放牧地	サイロ	ブロイラー			
a (a)	m ²	羽			
	ハウス	採卵鶏			
	m ²	羽			

(添付書類)
最近3か年の決算書(付属明細書を含む)等

4 財務内容

法人の構成員が当該法人に貸与している土地の価格の合計額		千円
-----------------------------	--	----

保証債務		千円
------	--	----

5 経営改善を図るための方策（経営上の課題を踏まえ、その改善方策を具体的に記載）

1年目	
2年目	
3年目	
4年目	
5年目	

6 事業・資金計画、償還計画（設備投資）

事業計画				資金調達					
投資時期	投資内容	数量・規模・能力	事業費(千円)	借入時期	借入先	資金名	金額(千円)	期間	
								償還	据置

7 資金計画、償還計画（負債借換等）

既往の負債					借換・条件緩和	
借入先	資金名	金額(千円)	利率	期間		借換又は条件緩和する場合の内容
				償還	据置	

8 収支計画、償還計画

項目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
売上					
売上原価	0	0	0	0	0
期首商製品棚卸高					
当期商品仕入高					
当期製品製造原価	0	0	0	0	0
材料費					
労務費					
賃借料					
その他経費					
うち減価償却費					
期末商製品棚卸高					
売上総利益	0	0	0	0	0
販売費・一般管理費	0	0	0	0	0
役員報酬					
その他人件費					
出荷販売経費					
減価償却費					
営業利益	0	0	0	0	0
営業外利益					
営業外費用					
支払利息					
経常利益	0	0	0	0	0
税引前当期利益					
法人税等充当額					
税引後当期利益	0	0	0	0	0
償還財源	0	0	0	0	0
償還金(元金)					
差引余剰	0	0	0	0	0
施設・機械等の設備投資					

1位部門()

	実績	計画
単収		
単価		
規模		
生産量		

2位部門()

	実績	計画
単収		
単価		
規模		
生産量		

3位部門()

	実績	計画
単収		
単価		
規模		
生産量		

(注)金額は千円単位で記入してください。

農業負債整理関係資金借入申込書

令和 年 月 日

〇〇 農業協同組合代表理事組合長
株式会社日本政策金融公庫代表取締役総裁 } 等 殿

郵便番号 □□□-□□□□

住 所

電話番号 ()

フリガナ

氏 名

生年月日 [年 月 日生(歳)]

[法人の場合は、名称及び代表者名]

農業負債整理関係資金借入希望額等						
資金名	今回借入 申込金額 (千円)	資金必要 年 月	償還期限		払込期日 年 回払い 月 日	償還方法 1. 元金均等 2. 元利均等
			年 月まで	うち据置期間 年 月まで		
農業経営負担軽減支援資金						
経営体育成強化資金						
設備						
ソフト						
再建整備						
償還円滑化						
担 保 (有・無)	所在地	地目 種類	筆数・登記面積 規模(実面積) m ²	担保種類 順位	所有者名	
農業信用基金協会の保証の有無		有 ・ 無				
連 帯 保 証 人	住所	氏名又は法人名		申込者 との関係	職業又は営業内容 (年収又は年商)	
	〒 Tel	年 月 日(歳)			(百万円)	
	〒 Tel	年 月 日(歳)			(百万円)	
	〒 Tel	年 月 日(歳)			(百万円)	

(記入上の注意)

- 国民の祝休日と1月2日、1月3日、12月31日は払込期日としないで下さい。
- 担保物件が土地の場合は1筆ごと記入が原則ですが、担保順位が同順位の場合は地目別にまとめても結構です。
担保物件が融資対象である場合は、地目・種類欄に「融資対象物件」と記入し、その他欄の記入は不要です。
担保の種類は、根抵当、普通抵当等の区分を記入し、併せて担保順位を記入して下さい。
- 連帯保証人が申込法人の理事(役員)全員の場合は、「理事(役員)〇名全員」と記入し、個別氏名の記入は不要です。
連帯保証人が申込法人の理事(役員)又は転借者の場合は年収の記入は不要です。
なお、連帯保証人については、法人への融資に際しての法人役員等、実質的に同一経営の範囲内から保証人を出す場合を除き、徴求しないことを原則としています。

個人情報 の 取 扱 い に 関 す る 同 意 書

関係機関への関係書類の提出について、次の範囲内で同意します。

- ① 頂いた情報は、法令に定める場合を除き、次により同意頂いた機関以外に提出されることはありません。
- ② 関係機関に提出する情報の内容は、経営改善計画書、借入申込書、経営状況報告書及びこれらの添付書類のうち、次により同意頂いたもののみとします。
- ③ 頂いた情報の管理にあたっては、個人情報の保護に関する法律その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守します。
- ④ 利用目的は、関係機関による融資審査、経営診断、事後管理及び経営能力向上のための指導です。(農林水産省経営局から農業者向け制度資金運営に関する調査のための情報提供の要請があった場合には、氏名・法人名、既往借入金融機関名、取引先名等の個人が特定される事項及びそのおそれのある事項を除き要請に応じることがあります。)

次のいずれかの□に✓を入れて下さい。

1. 提出先として同意する関係機関

全ての関係機関に提供することに同意します。

下記の関係機関に提供することに同意します。

(同意する機関の□に✓を入れて下さい。)

(行政機関等)

※都道府県

※市町村

普及指導センター

農業委員会

※担い手育成総合支援協議会

(※融資機関・保証機関)

農業協同組合

信用農業協同組合連合会

農林中央金庫

_____ 銀行

_____ 信用金庫

株式会社日本政策金融公庫

農業信用基金協会

(その他)

()

※ 借入れしようとする融資機関、経営診断を主催している都道府県、市町村又は担い手育成総合支援協議会及び利子補給を行っている都道府県(保証を希望する場合にあっては保証機関)への情報の提供に同意頂けませんと融資、利子補給等の申請に必要な書類が揃わないこととなります。

2. 提供に同意する情報の種類

関係書類の情報の全てについて、1の※の関係機関(融資機関にあっては借入れしようとする機関に限る。)に提供することに同意します。

下記の情報について、その他の関係機関に提供することに同意します。

(同意する書類の□に✓を入れて下さい。)

経営改善計画書(□添付書類)

借入申込書(□添付書類)

経営状況報告書(□添付書類)

上記のとおり、確認しました。

年 月 日

住所・所在地
氏名

融資審査の考え方

融資審査の視点	具体的な着眼点・判断基準	備考
1 これまでの経営状況はどうなっているのか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経営者の能力（技術レベル、経営マインド、生産物の単収・品質、生産コスト、資産等）はどの程度か ○ 経営力を背景とした収支実績、財務内容、資金繰りはどうか（家族経営の場合、家計も含めて分析） ○ 経営上の問題点は何か ○ 経営内容が悪くなった理由は何か 	必要に応じ普及指導センター・市町村等に照会
2 経営の改善を図るために、どの点をどのように改善していくのか。	<ul style="list-style-type: none"> ○ その点を改善すれば確実に経営改善が図られるか 	同上
3 経営改善計画は実行可能か。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経営者の能力（現在の技術レベル、経営マインド等）からみて達成できるか ※ ○ 改善計画の内容が過大投資になっていないか 	同上
4 計画が実行された場合に収益はどうか。融資返済は可能か。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 収益予測の算出基礎となっている単収・単価等は無理のないものか ○ 償還見通しはあるか（家族経営の場合、家計費も含めて判断） ○ 農業共済又は収入保険に加入するなど、当該作目が被災したり、需給・価格動向がある程度変動したりしても償還可能となるよう検討されているか 	同上

※ 農業者の経営能力等からみて、経営改善計画の実行可能性・融資返済の可能性に疑問がある場合には、1年間、普及指導センター等の指導を受け、1年後に再度判断するものとする。

融資機関あて

本人氏名
(指導担当者氏名)

この欄のみ記入(他の欄は
融資機関が予め記入)

(金額単位:千円)

区分	前々年実績	前年計画 a	前年実績 b	計画/実績 b/a%	次年度計画	5年目計画	10年目計画
農業収入							
記入例 水 稲 経営規模 生産量 売上高 経営規模 生産量 売上高 経営規模 生産量 売上高 経営規模 生産量 売上高 経営規模 生産量 売上高 その他()				この欄は自動計算			
	農業経営費						
原材料費							
施設・機械							
うち減価償却費							
出荷販売経費							
雇用労賃							
支払利息							
支払地代							
その他							
農業所得							
農外所得							
年金被贈等							
農家総所得							
家計費							
租税公課							
償還財源							
償還金(元本)							
差引余剰							
施設・機械等の設備投資							
農業負債(短期)							
農業負債(長期)							
農外負債							
計							

前年実績に対する自己評価

(添付書類) 前年の青色申告書、農協の組合員勘定

融資機関あて

法人名・代表者名
(指導担当者氏名)

(金額単位:千円)

区分	前々年実績	前年計画 a	前年実績 b	計画/実績 b/a%	次年度計画	5年目計画	10年目計画
売上							
記入例 水 稲	経営規模 生産量 売上高	この欄のみ記入(他の欄は融資機関が予め記入)					
	経営規模 生産量 売上高						
	経営規模 生産量 売上高						
	経営規模 生産量 売上高						
	経営規模 生産量 売上高						
その他()							
売上原価							
	期首商製品棚卸高						
	当期商品仕入高						
	当期製品製造原価						
	材料費						
	労務費						
	賃借料						
	その他経費						
	(減価償却)						
	期末商製品棚卸高						
売上総利益							
販売費・一般管理費							
	役員報酬						
	その他人件費						
	出荷販売経費						
	減価償却費						
営業利益							
営業外利益							
営業外費用							
	支払利息						
経常利益							
税引前当期利益							
法人税等充当額							
税引後当期利益							
償還財源							
償還金(元本)							
差引余剰							
施設・機械等の設備投資							
農業負債(短期)							
農業負債(長期)							
農外負債							
計							

前年実績に対する自己評価

(添付書類) 決算書